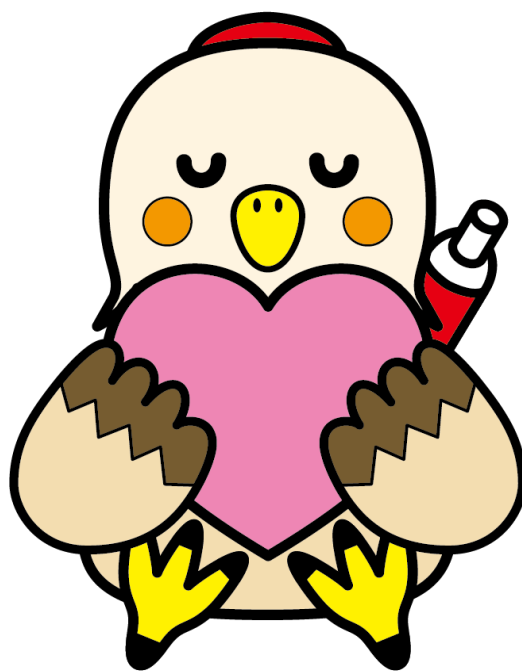


# 第7期 鷹栖町障がい福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度



北海道・鷹栖町  
令和6年3月

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景及び目的 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
(1) 法的位置付け .....	1
(2) 上位計画との関係 .....	2
3. 計画の期間 .....	3
<b>第2章 鷹栖町の障がい福祉の現状</b> .....	<b>5</b>
1. 人口の推移 .....	5
2. 各種障がい者手帳所持者 .....	6
3. 支給決定人数・給付費請求額 .....	7
4. 障がい福祉サービス等に係る費用 .....	10
5. 障がい者団体・地域における相談員 .....	11
<b>第3章 第6期計画の評価</b> .....	<b>12</b>
1. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築 .....	12
2. 地域生活支援体制の強化・充実 .....	13
3. 相談支援体制の連携強化 .....	14
4. 就労支援施策の推進 .....	15
5. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化 .....	16
<b>第4章 第7期計画における基本理念・基本目標</b> .....	<b>18</b>
1. 基本理念 .....	18
2. 基本目標 .....	18
Ⅰ. 障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化 .....	19
Ⅱ. 地域生活支援体制の強化・充実 .....	20
Ⅲ. 相談支援体制の連携強化 .....	21
Ⅳ. 就労も含めた社会参加の推進 .....	22
Ⅴ. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化 .....	23
<b>第5章 障がい福祉サービス及び相談支援</b> .....	<b>24</b>
1. 訪問系サービス .....	24
2. 日中活動系サービス .....	26
3. 居住系サービス .....	29
4. 相談支援 .....	30
<b>第6章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援</b> .....	<b>31</b>
1. 障がい児通所支援 .....	31
2. 子ども相談支援 .....	32
<b>第7章 自立支援医療費支給及び補装具費支給</b> .....	<b>33</b>
1. 自立支援医療費支給 .....	33
2. 補装具費支給 .....	33
<b>第8章 地域生活支援事業</b> .....	<b>34</b>
1. 必須事業 .....	34
2. 任意事業 .....	39

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景及び目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年6月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や、障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られました。

こうした動きの中、鷹栖町では「第8次鷹栖町総合振興計画」の考え方に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加、本人が希望する暮らしの実現や地域活動が保障される町づくりの推進など、お互い様の精神で安心して暮らせる町づくりを目指し、「第6期鷹栖町障がい福祉計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

「第7期鷹栖町障がい福祉計画」の策定にあたっては、国及び北海道の計画と整合性を図ると共に、第6期計画と同様にまちづくりの総合的な計画である「第8次鷹栖町総合振興計画」や「第1期鷹栖町地域福祉計画」の考え方に基づいて、一人ひとりが希望を叶え、社会的役割を持って活躍し、世代や分野を超えて地域がつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、鷹栖町自立支援協議会が中心となって検討を重ねた上で、本町の障がい者施策の今後の進むべき方向を定めています。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 法的位置付け

第7期鷹栖町障がい福祉計画（鷹栖町障がい児福祉計画を包含）は、法律に基づき「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく福祉サービスの提供体制の確保に関して定める計画です。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障害者総合支援法第88条第2項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○障害者総合支援法第88条第6項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第2項

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

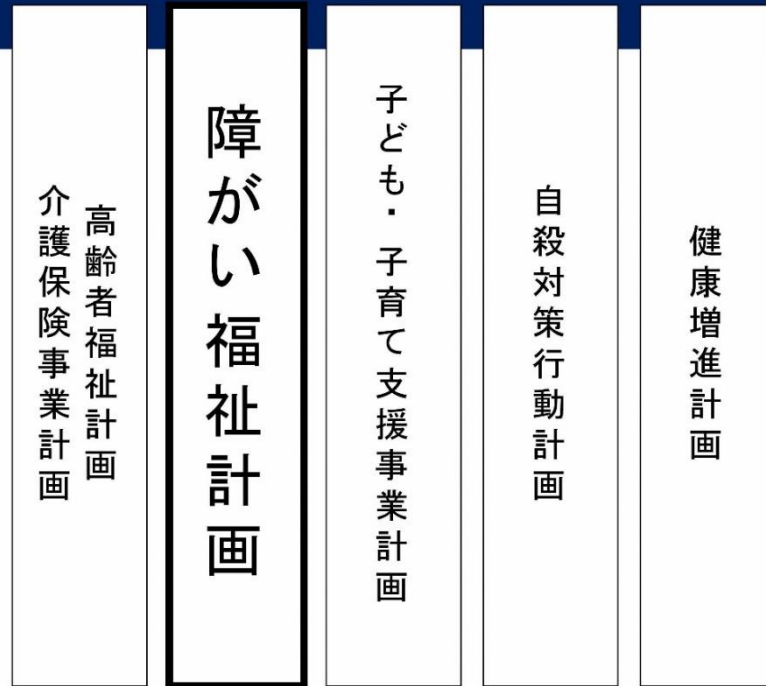
- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 上位計画との関係

「第7期鷹栖町障がい福祉計画」は、「第8次鷹栖町総合振興計画（計画期間：2020年度～2029年度）」を最上位計画として、「第1期鷹栖町地域福祉計画（計画期間：2020年度～2024年度）」を上位計画とする分野別計画の一つとして位置付けます。

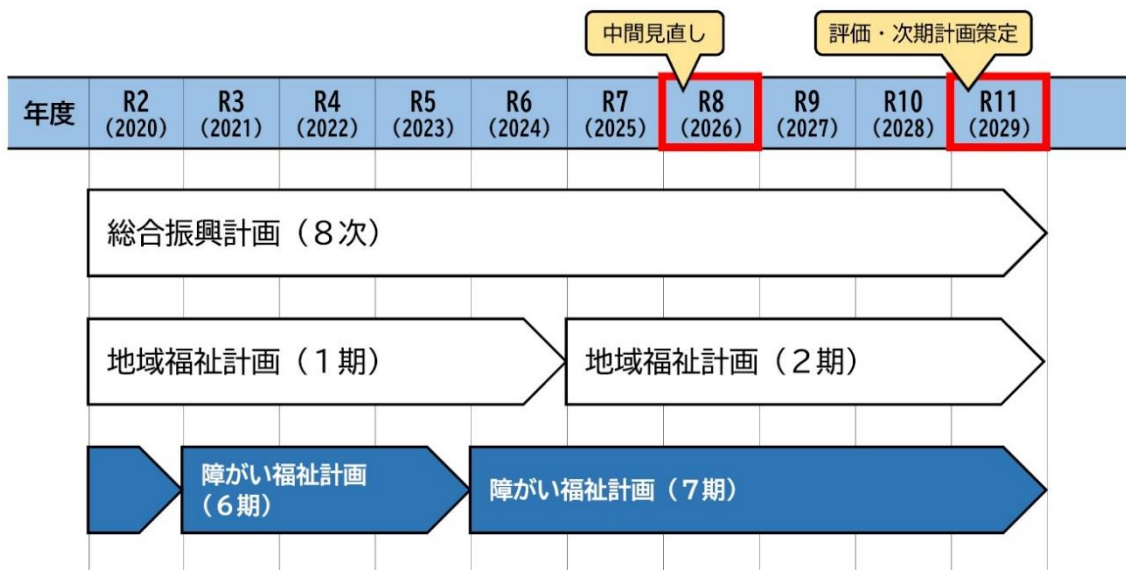
# 第8次 鷹栖町総合振興計画

## 第1期 鷹栖町地域福祉計画 (個別分野計画を横断的につなぐ)

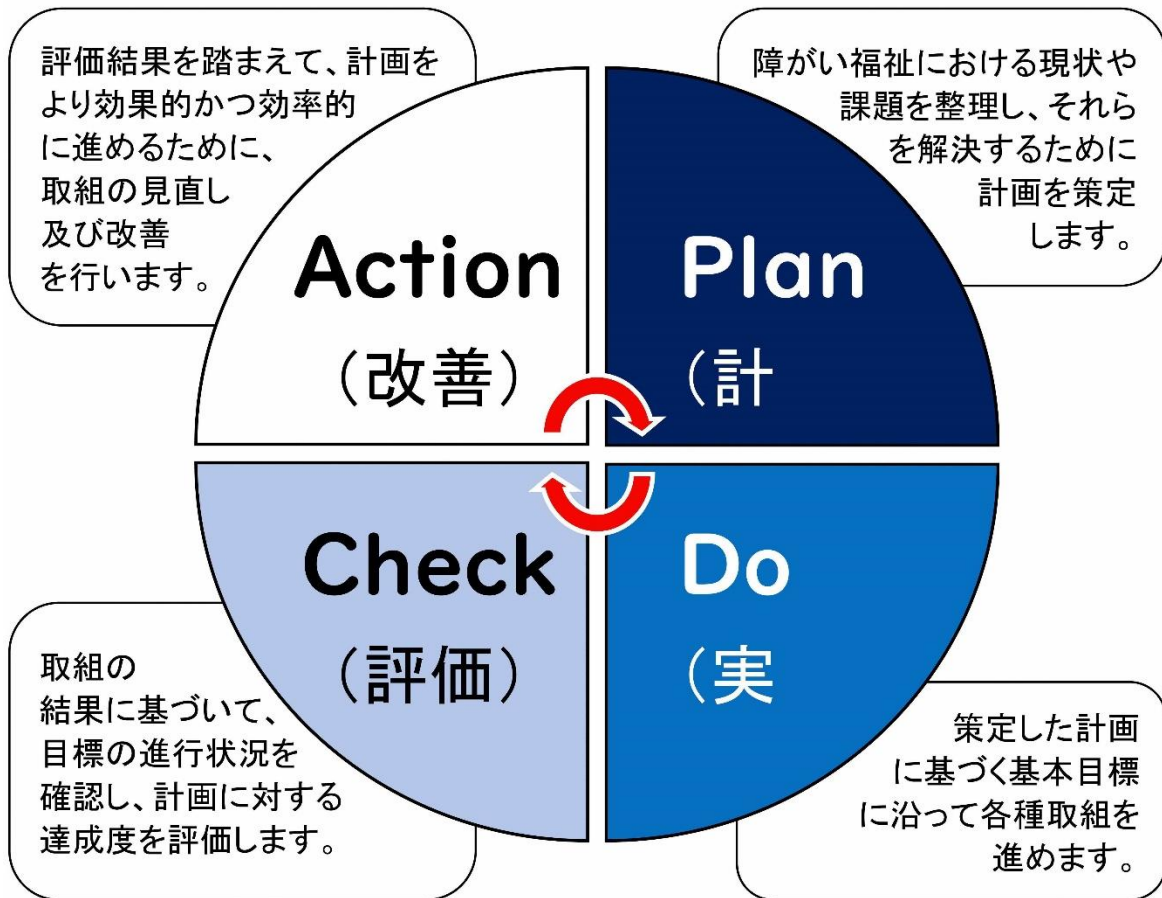


### 3. 計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。なお、中間年度の令和8（2026）年度には計画の見直しを予定しています。



また、中間見直し及び次期計画策定時には、P D C Aサイクルの手法を活用して、本計画の評価検証を実施し、障がい福祉における課題解決を図ります。



### ※「障がい」の表記について

「障害者」等に使用される「害」の字には、一般的に“妨げ”“災い”などの否定的な意味が含まれることから、本町では、障がいのある人の人権を尊重し、不快感を与えることのないように、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞また医学・学術用語等が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。このため本計画では、「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

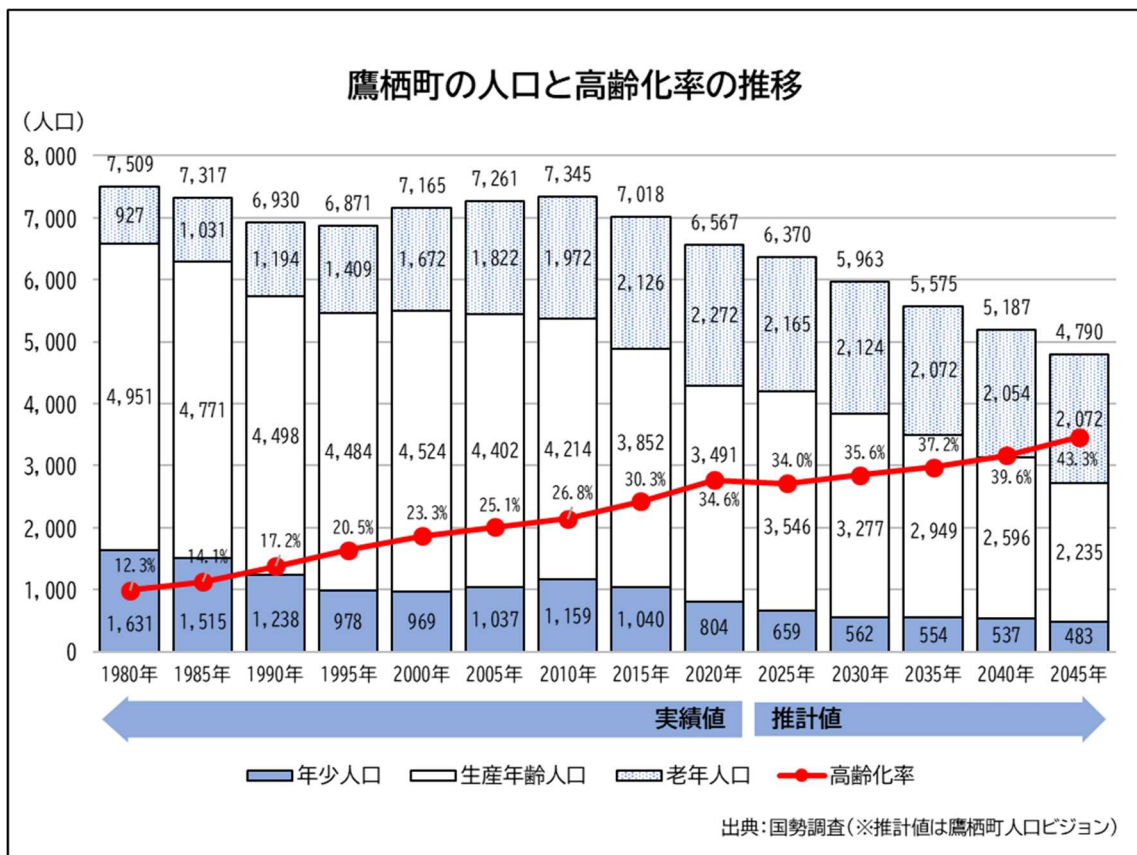
### ※「障がい者」の定義について

「障がい者」とは、年齢にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上的の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障のある人です。

# 第2章 鷹栖町の障がい福祉の現状

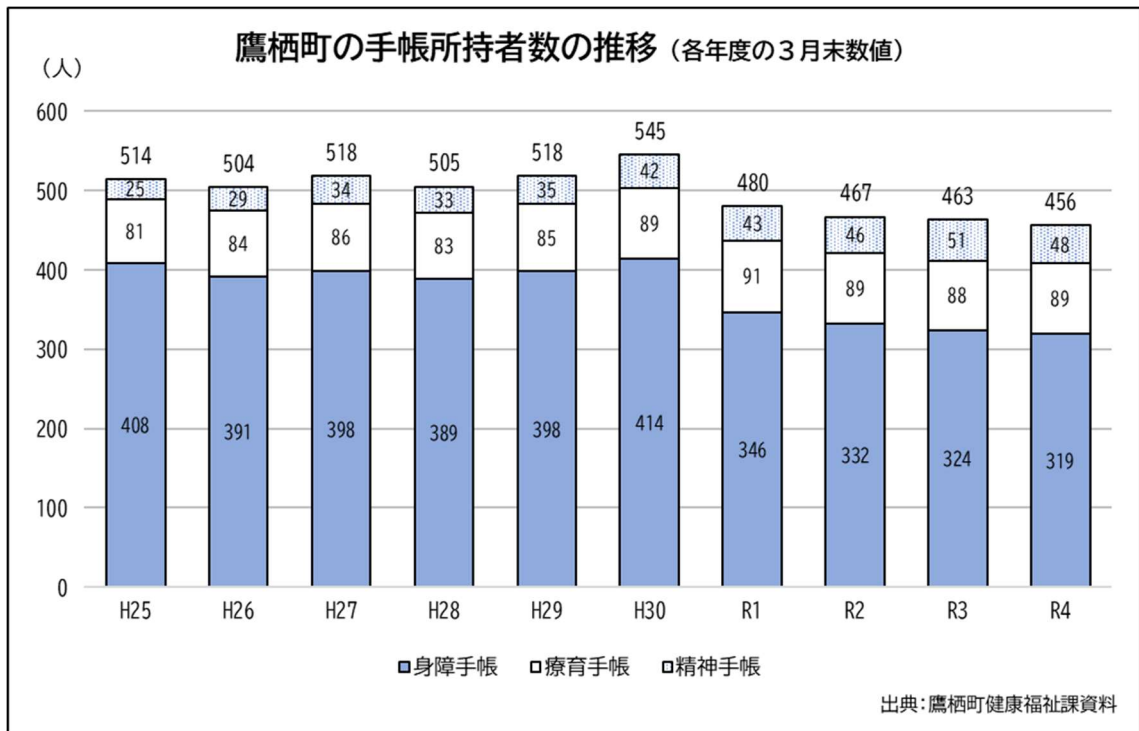
## 1. 人口の推移

鷹栖町の人口は1980年以降、徐々に減少したのちに微増しましたが、2010年以降は減少の一途を辿っています。鷹栖町人口ビジョンによる推計値では2045年までに27%減少（対2020年比）するものと推計されています。一方で高齢化率は、上昇が止まることなく2045年まで続くことと推計されています。



## 2. 各種障がい者手帳所持者

身体障がい、知的障がい、精神障がいに係る認定については、令和元年度の管理台帳の整理により減少した後は、微減している状況です。住民の約14人に1人が障がい者手帳を所持していることとなります。





### 3. 支給決定人数・給付費請求額

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の給付費請求人数と給付費請求額は、次のように推移しています。

#### (1) 障がい福祉サービス等の給付費請求人数（単位：人数）

サービス名	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	19	19	18	18	19
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	1	1	1	1	1
行動援護	4	6	7	7	7
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	41	42	41	42	41
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
就労移行支援	2	0	0	1	2
就労継続支援（A型）	3	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	21	24	25	26	25
就労定着支援	0	0	0	0	0
療養介護	2	2	2	2	2
短期入所	12	12	8	8	8
自立生活援助	0	0	0	0	0
共同生活援助	16	17	17	18	18
施設入所支援	13	12	12	13	13
計画相談支援	81	81	77	82	80
地域移行支援	1	1	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
合計	216	220	211	221	219
上昇率	-	101.9%	95.9%	104.7%	99.1%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

(2) 障がい福祉サービス等の給付費請求額（単位：千円）

サービス名	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	17,321	17,393	18,332	20,424	20,959
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	91	127	116	131	113
行動援護	566	1,305	1,671	2,468	2,414
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	116,371	125,490	123,834	126,261	130,539
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
就労移行支援	145	0	0	63	2,701
就労継続支援（A型）	3,382	2,824	3,055	3,409	3,733
就労継続支援（B型）	24,274	26,890	29,437	31,775	28,152
就労定着支援	0	0	0	0	0
療養介護	5,740	5,950	6,425	6,760	6,901
短期入所	3,682	4,536	3,467	5,112	2,191
自立生活援助	0	0	0	0	0
共同生活援助	36,865	38,273	41,384	43,570	43,607
施設入所支援	20,907	21,443	21,991	23,271	24,911
計画相談支援	3,360	3,469	3,681	4,063	4,625
地域移行支援	274	335	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
合計	232,978	248,035	253,393	267,307	270,846
上昇率	-	106.5%	102.2%	105.5%	101.3%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

障がい福祉サービス等の給付費請求人数は横ばい傾向ですが、生活介護や共同生活援助の利用増加と報酬改定に伴い、給付費請求額は増加傾向にあります。

(3) 障がい児通所支援等の給付費請求人数 (単位：人数)

サービス名	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	16	17	25	36	34
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	30	31	29	40	44
保育所等訪問支援	2	4	6	25	10
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	43	46	52	68	73
合計	91	98	112	169	161
上昇率	-	107.7%	114.3%	150.9%	95.3%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

(4) 障がい児通所支援等の給付費請求額 (単位：千円)

サービス名	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	2,122	4,513	10,031	17,468	17,976
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	20,693	18,758	18,591	23,168	24,401
保育所等訪問支援	33	74	145	1,186	426
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	2,822	2,558	3,063	3,982	4,485
合計	25,670	25,903	31,830	45,804	47,288
上昇率	-	100.9%	122.9%	143.9%	103.2%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

子育て世代包括支援センターが設置されてから、児童における包括的な支援体制が整うとともに、困り感のある児童の適切なサービス利用につながっているため、障がい児通所支援等の給付費請求人数及び給付費請求額は増加傾向にあります。

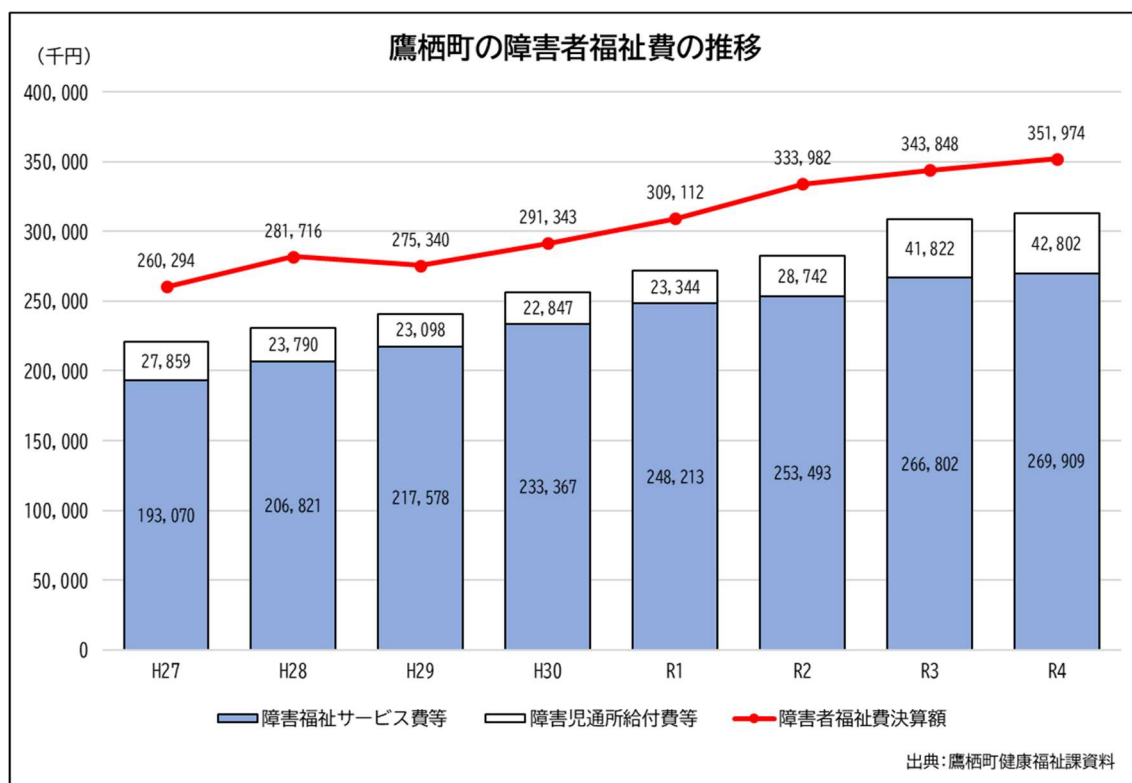
## 4. 障がい福祉サービス等に係る費用

障がい福祉サービス給付の増加に伴い、町全体の障がい施策に関する費用も増加の一途を辿っており、今後も増加が見込まれます。

### ■ 障害者福祉費（3款1項3目）の推移

年度	決算額	うち障害福祉サービス費等決算額	うち障害児通所給付費等決算額
H27年度	260,293,192円	193,069,719円	27,858,759円
H28年度	281,715,493円	206,820,323円	23,789,156円
H29年度	275,339,883円	217,577,821円	23,097,579円
H30年度	291,342,571円	233,366,803円	22,846,932円
R1年度	309,111,204円	248,212,540円	23,343,183円
R2年度	333,981,201円	253,492,083円	28,741,521円
R3年度	343,847,362円	266,801,320円	41,821,430円
R4年度	351,973,924円	269,908,358円	42,801,581円

出典：鷹栖町健康福祉課資料（各年度における決算書・負担金精算書より）



## 5. 障がい者団体・地域における相談員

### (1) 障がい者団体

団体名	主な活動内容
ぽかぽかハートのつどい	精神障がいについての啓蒙活動・地域住民との交流活動を行う。

出典：鷹栖町健康福祉課資料

### (2) 地域での相談員

名称	人数
地域相談員（北海道からの委嘱相談員）	1人
民生委員児童委員（うち主任児童委員2人）	22人

出典：鷹栖町健康福祉課資料

第3章 第6期計画の評価

<p>基本目標</p>	<p>I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築</p>
<p>取組概要</p>	<p>「地域共生社会の実現」を目指し、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者や各種支援関係者も参画した上で、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。</p>
<p>成果目標</p>	<p>「地域共生社会の実現」を目指し、令和5年度までに、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、各分野における関係者による協議の場を設置します。特に医療機関や町外の支援機関との連携を強化するため、医療関係者や各種支援関係者の参画を図り、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 自立支援協議会や生活支援・介護予防体制整備推進協議体において、地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設置します。          イ. 「分野を超えた地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、構成要素ごとのシートを活用して整理します。          ウ. 鷹栖町内の地域資源だけではなく、旭川圏域の地域資源も活用するため、協議の場への関係者の参画を図ります。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 自立支援協議会全体会において協議の場を設置。計画期間内においては2回の協議を実施しました。          イ. 「現在行っている取組、課題、取り組むべきこと」に分けて、構成要素ごとのシートを作成しました。          ウ. 1回目に実施した協議の場において、旭川市の相談機関に参画していただき、構成要素ごとのシート作成に助言をいただきました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>自立支援協議会全体会において、協議の場を設置するとともに、構成要素ごとのシートの作成も行い、取り組むべきことについても整理することができましたが、医療関係や協議会委員以外の関係機関の参画については、十分な実績を上げることができていません。          今後については、取り組むべきことをベースにした具体的な目標の設定と、目標達成に向けた取組状況について検証を行うために、「取組状況チェックシート」や「構成要素ごとの成果確認シート」により、PDCAサイクルの手法を活用した評価を実施することが望ましいと考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>Ⅱ. 地域生活支援体制の強化・充実</p>
<p>取組概要</p>	<p>地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。</p>
<p>成果目標</p>	<p>令和5年度末までに、地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等の機能の充実のために年1回以上は運用状況を評価・検証します。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 拠点等の整備充実に向けて、障がい者の地域生活に係る課題等を関係者間の打合せ等により適宜把握し、地域のニーズや課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足は図られているか継続的に検証・検討を行います。</p> <p>イ. 地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会での検討及び各サービス等事業所との連携を図ります。</p> <p>ウ. 現時点で地域に不足する社会資源（短期入所、医療的ケア・重度障がい者の対応が可能な事業所）について、利用者のニーズを十分に満たす事業所数を確保（部屋等の確保含む）しておくことが課題です。この課題を解決するために、地域での生活を希望している障がいのある方の数やニーズを個別のアウトリーチによる方法や地域の関係機関とも情報を共有し、必要な検討を続けていきます。また、必要に応じて近隣市町との連携も図ります。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 第6期計画のスケジュールに基づいて、自立支援協議会部会で拠点等の整備充実に向けて検討を実施しました。</p> <p>イ. 緊急時の対応について自立支援協議会部会で検討し、地域生活支援事業におけるショートステイ事業の制度改正を行いました。住まいに関しては、要配慮者に対するセーフティーネット住宅の整備、体験の機会については、既存サービスの体験利用等の有効活用などについて協議を行いました。</p> <p>ウ. 個別ケースの検討及びアンケート調査実施によりニーズを把握しています。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>計画期間の3箇年で、「居住支援機能」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場の提供」「地域の体制づくり」「専門性の確保」の6点について協議を行うことができました。</p> <p>協議を進める中で特に課題となっていた「緊急時の受入・対応」については、地域生活支援事業におけるショートステイ事業の制度改正を行うことにより、必要に応じて対応できる体制強化を図ることができました。</p> <p>一方で、運用状況の評価検証は実施することができておらず、生活支援拠点等の機能充実に向けた取り組みの整理を行うためにも、地域包括ケアシステムの構築とも連動した評価検証を行った上で、更なる強化を図る必要があると考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>Ⅲ. 相談支援体制の連携強化</p>
<p>取組概要</p>	<p>生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、基幹相談支援センター機能の見直しを進め、より充実した相談体制の整備を図ります。</p>
<p>成果目標</p>	<p>生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、相談の交通整理を行うことで、基幹相談支援センターの機能として適切な対応ができるよう都度見直しを図り、より充実した相談体制の整備を図ります。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>相談支援の関係機関の調整については、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなどの相談窓口の一元化を実施し、地域の相談体制を総合的に検討する場を設けます。</p> <p>また、身近な窓口や専門的な相談機関としても求められることから、ワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、引き続き関係機関間での連携強化を図るとともに、個々のニーズに合わせたアウトリーチを実施します。</p> <p>住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談支援専門員と町の障がい担当者が定期的にサービス利用状況の確認を行う場を設け、サービス利用の適正化や利用者との一層の信頼関係を醸成します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>相談支援の関係機関の調整については、地域生活支援事業における障害者相談支援事業を町から受託する事業者と毎月の打合せを実施しました（R5.12月時点において19回実施済）。</p> <p>令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、この中の「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」において対象者リストを作成し、必要に応じて定期的に訪問等を実施しました。</p> <p>サービス利用の適正化に向けた取り組みについては実施できませんでした。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>障害者相談支援事業の受託事業者との定例打合せを実施することにより、相談体制における役割の明確化や、連携体制の強化は図られていると評価できます。</p> <p>また、令和5年度からは障がい分野に限らず、高齢分野、児童分野も交えた「事例検討会」を実施しており、個別ケースを通して、支援者一人では気付けないような視点や手法を参加者全員が気付き、学ぶ機会となっており、今後も継続して実施することで相談員のスキル向上を図ることができると考えます。</p> <p>アウトリーチについては、対象者との関係性を構築することが目的であるため、重層的支援体制整備事業で継続して実施することが望ましいと考えます。</p> <p>サービス利用の適正化については、利用者自身の望む生活を叶えるためにも、利用者目線の「本人中心支援」を意識したプランとなっているか、また、インフォーマルサービスの活用や「意思決定支援」の視点等も盛り込まれているのかを相談支援専門員だけでなく、町の障がい福祉担当者も振り返って検証する必要があります。</p>



<p>基本目標</p>	<p>IV. 就労支援施策の推進</p>
<p>取組概要</p>	<p>障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労が叶う支援体制の構築を目指すとともに、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。</p>
<p>成果目標</p>	<p>障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労環境を実現するため、インフォーマルなサービスも含めた就労支援体制の構築を目指します。また、引き続き、地域住民、サービス事業所、関係機関等と連携や情報共有を図り、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 就労の希望があった場合に迅速に対応できるよう引き続き関係機関との連携を図るとともに、町内企業や学校に対して障がい者雇用の状況や考え方など、情報収集に努めます。  イ. 障がい者の能力等の把握について、適切なサービス利用につなげるため相談支援事業所、就労関係事業所と情報共有を行います。  ウ. 農業分野だけではなく、商工分野とも庁内で情報共有し、自立支援協議会等において各担当職員も参画し、取組内容について協議します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 当事者から就労の希望があった場合には、関係機関と連携しながら支援を実施していますが、町内企業等に対しての情報収集はできませんでした。  イ. 必要に応じて、相談支援事業所や就労関係事業所との情報共有を行い、適切なサービス利用につながるよう連携を図っており、当事者の能力評価については、障害者職業センターの職業評価の活用も可能です。  ウ. 農福連携については、旭川市内の就労継続支援事業所と町内農業者との個別マッチングを実施するとともに、町内の生活介護事業所の日中活動としてパークゴルフ場において、地域住民が生産した農産物を販売する機会を創出しました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>計画期間内の取り組みによって、障がい福祉担当と農業振興担当が連携した農福連携の推進体制が構築されたと評価することができます。</p> <p>一方で、障がい者自身への配慮やサポートなどについて十分な対応をすることが難しい事業者が多く、就労関係事業所とのマッチングに限られているため、ジョブコーチの活用や、更なる作業の切り出しによる作業を担える障がい人材を拡充することが求められています。</p> <p>また、個人事業主の多い鷹栖町において、商福連携が難しいことが想定されますが、まずは事業者のニーズや課題を把握することが重要であり、そのための取り組みとその先につなげていく必要があると考えます。</p>

<p>基本目標</p>	<p>V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化</p>
<p>取組概要</p>	<p>子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制の構築と人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。</p>
<p>成果目標</p>	<p>子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待防止や家庭で抱える課題解決のため、保育園、幼稚園、学校等との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制を目指します。また、保健師や医療機関等と連携を図りながら医療的ケア児等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。</p>
<p>成果目標達成に向けた取り組み</p>	<p>ア. 子育て世代包括支援センターで子育てに関して相談対応を行うとともに、各関係機関と連携した支援体制を継続していきます。また、就学時の小学校への引継ぎ等に鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」を活用し、各学校等と児童に対する支援、情報を共有する場を作ります。</p> <p>イ. 集団療育や支援者の学ぶ場の創出、困りごとを抱える親同士のつながりなど、困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、自立支援協議会などを活用して協議する場を設置します。</p> <p>ウ. 保育所等訪問支援のサービス利用時の児童の様子など、集団生活での支援の在り方等について、相談支援事業所と情報共有を図り、より良い支援へとつなげていきます。</p> <p>エ. 医療的ケア児等の相談・支援に対応できるよう自立支援協議会内に医療的ケア児等に係る協議の場を設置し、必要時に保健師や医療機関も参画した上で、協議できる体制を整備します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>ア. 子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する総合的な相談対応を実施するとともに、子ども家庭支援員（兼スクールソーシャルワーカー）を配置して、教育と福祉の円滑な連携ができる環境を構築しています。「あったかすまいる」については、保育現場や学校現場で活用しつつ、より良いツールとするために自立支援協議会子ども部会において、継続して検討を進めています。</p> <p>イ. 自立支援協議会子ども部会において、発達支援に関する協議の場を設置。計画期間中に3回の協議を実施。保護者の障がい受容や障害児通所サービスにつながるまでの「ゆらぎ」を受け止める「発達支援センター」の設置に向けた検討を行いました。</p> <p>ウ. 個別ケースを介して支援の在り方を検討することはありませんでしたが、発達支援に関する協議の場において、近年の幼児の様子も鑑みて支援の在り方等について検討を行いました。</p> <p>エ. 自立支援協議会子ども部会において、医療的ケア児等に係る協議の場を設置。計画期間中に3回の協議を実施するとともに、鷹栖町をサービス提供エリアとしている訪問看護ステーションにヒアリングを行いました。</p>

<p>ひょうか 評価・ まとめ</p>	<p>令和2年度より設置している子育て世代包括支援センターは、保健師、助産師、社会福祉士といった専門職を配置し、教育部局との連携も図れており、子育てに関する総合的な相談窓口として機能しています。</p> <p>困り感を抱える子どもに対する支援のあり方については、自立支援協議会子ども部会においてその必要性や機能について協議しており、発達支援センターの設置に向けて準備を進めており、発達に関する支援体制については強化が図られると期待されます。</p> <p>「あったかすまいる」については、平成27年度にツールとして導入されて以降、特に乳・幼児期において活用されてきましたが、年数が経過するにつれ、ツールの存在自体を知らない支援者が少なからず現れている現実もあり、今後については関係者がより良いツールとして有効に活用できるものにブラッシュアップする必要があります。</p> <p>医療的ケア児への支援については、協議の中で学校現場等において実際に受け入れる際の課題や懸念材料について整理をすることができました。現時点において、実例になり得るケースもあることから、保育現場や学校現場において、受け入れることのできる準備を進めていくことが必要だと考えます。</p>
-----------------------------	---

# 第4章 第7期計画における基本理念・基本目標

## 1. 基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳に相応しい生活を保障されなければいけません。また、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、町民みんなで「つながり」、障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを進め、地域福祉の増進に寄与し、第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズである『笑顔幸せ みんなでつくる あったかす』を目指します。

## 2. 基本目標

### I. 障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化

「地域共生社会の実現」を目指し、障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化に向けて、不足する地域資源については旭川圏域も含めた視点で協議を継続して実施します。

### II. 地域生活支援体制の強化・充実

地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。

### III. 相談支援体制の連携強化

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、事例検討会や研修会等を開催し、人材育成とより充実した相談体制の整備を図ります。

### IV. 就労も含めた社会参加の推進

障がいのある方が自身の希望する暮らしを地域で実現するために、当事者本人が望む就労が叶う支援体制を構築するとともに、当たり前に地域活動へ参加できる環境づくりを推進します。

### V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要に応じて対応できる支援体制を構築し、障がいを有

している子どもが安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

## I. 障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化

### (1) 背景

あらゆる人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するために、医療、障がい・介護福祉サービス、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されている「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

### (2) 現状と課題

「鷹栖町地域福祉計画」に基づいた取り組みにより、お互い様や支え合いといった「地域共生社会の実現」を目指した基盤が整備されているとともに、令和3年度から開始した「重層的支援体制整備事業」により、複雑化・複合化したケースへの対応について体制強化が図られています。

一方で、障がい分野における地域包括ケアシステムの構築については、十分とは言えない部分もあるため、機能強化に向けた継続的な取り組みが必要です。

### (3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
地域包括ケアシステムの構築についての協議の場の設置	協議の回数	6回	12回
「取組状況チェックシート」と「構成要素ごとの成果確認シート」の作成	シートの作成	両方作成	両方作成
シートを活用した取組状況の評価検証の実施	評価検証の回数	1回	2回

## II. 地域生活支援体制の強化・充実

### (1) 背景

障害者総合支援法の基本理念において、「全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること」とされており、障がい者等やその家族が身近な地域で安心して暮らしていけるよう地域生活の支援体制の整備を進めることが求められています。

### (2) 現状と課題

地域生活支援体制の強化・充実については、自立支援協議会において地域生活支援拠点等の機能強化について、継続して協議を実施しており、一部の機能については強化が図られているところです。

しかしながら、障がいのある方やその家族が地域の中で安心して暮らすためには、障がいに対する理解促進や住まいの確保などの課題もあるため、課題解決に向けて継続的に協議し、機能強化を図る必要があります。

### (3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
地域生活支援体制整備における運用状況の評価検証の実施	評価検証の回数	1回	2回
障がいに対する差別解消及び理解の促進と福祉教育の推進	啓発実施の回数	3回	6回
要配慮者に対する住まいの基盤整備の充実を図るための協議の場の設置	協議の回数	3回	6回

### Ⅲ. 相談支援体制の連携強化

#### (1) 背景

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき生活することが重要であり、そのためには相談支援体制の構築と、障がい福祉サービスの適切な利用が不可欠です。また、充実した支援体制を構築するためには、障がい者本人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携を強化することが必要となっており、研修等により相談員等の資質の向上に努める必要があります。

#### (2) 現状と課題

鷹栖町には相談支援事業所が2事業所開設しており、両事業所合わせて6名の相談支援専門員が日々の相談業務に従事しています。市町村事業である「相談支援事業」に加えて、町民に関する「特定相談支援事業」と「障害児相談支援事業」を委託事業として実施することで、障害福祉サービス等の利用者に対して、相談支援専門員による適切なサービス等利用計画の作成が実現されています。

また、生活福祉相談センターに包含している基幹相談支援センターでは、社会福祉士を中心とした総合相談体制を構築するとともに、令和3年度からは重層的支援体制整備事業を実施し、複雑化・複合化したケースへの対応強化を図っています。

今後も継続して相談支援体制の強化を図るためには、相談員等の人材育成が必要であるとともに、障がいのある人が自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、本人が自ら意思決定できるような支援をすることが必要です。

#### (3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取り組み内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
本人中心支援に伴う「意思決定支援」の推進 (協議の場の設置や取組実施)	協議や取組の回数	6回	12回
相談スキル向上のための事例検討会の開催	参加者の「大変良かった・良かった」の感想の割合	90%以上	90%以上
サービス等利用計画等に対する評価検証の実施	実施の件数	6件	12件

## IV. 就労も含めた社会参加の推進

### (1) 背景

障がいのある方が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する場所で本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方で、いきいきと働くことのできる地域の実現に向けて、地域住民、障害福祉サービス事業所、企業、行政等が障がいについて理解を深め、地域全体で応援する体制づくりが求められています。

### (2) 現状と課題

障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、町内において就労相談会を開催していることと併せて、「社会参加のきっかけづくり事業」や「生涯現役地域づくり環境整備事業」において、インフォーマルなサービスを提供し、また、関係機関との連携や情報共有を図りながら、地域住民や旭川市内の障害福祉サービス事業所と連携し、農福連携を進めています。

一方で、町内の農業者や商工業者に対して障がい者就労に関する情報収集はできていません。また、障がいのある人が生活の質の向上や自己実現を図る機会を充実させるためには、地域社会の一員として様々な活動へ参加することが重要であり、そのためにはスポーツや文化活動などへの参加促進を図る必要があると考えます。

### (3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取り組み内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
町内の農業者や商工業者に対して障がい者雇用の状況や考え方についての情報収集	情報収集をした事業者数	15事業者	30事業者
生涯現役事業と連携した就労支援施策の強化	生涯現役事業における障がい者の就業人数	6人	12人
スポーツや文化活動などの地域活動への参加促進のための協議の場の設置	協議の回数	6回	12回



## V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

### (1) 背景

発達障がいなど、様々な課題、困り感を抱えている家庭は増加傾向にあり、支援が必要な子どもの早期把握・早期療育及び家庭環境に対する更なる支援、教育機関や関係機関と連携した支援体制の構築が必要とされています。

また、障がいのある子ども本人や家族の望む形で地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域におけるインクルージョンを推進することが求められています。

### (2) 現状と課題

令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を開設し、子どもに対する総合相談窓口として相談体制を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を構築しています。また、障がい児通所支援サービスにより集団生活への適応のための専門的支援が受けられる環境があることに加え、子ども家庭支援員兼スクールソーシャルワーカーを配置することにより、教育と福祉の連携強化が図られています。

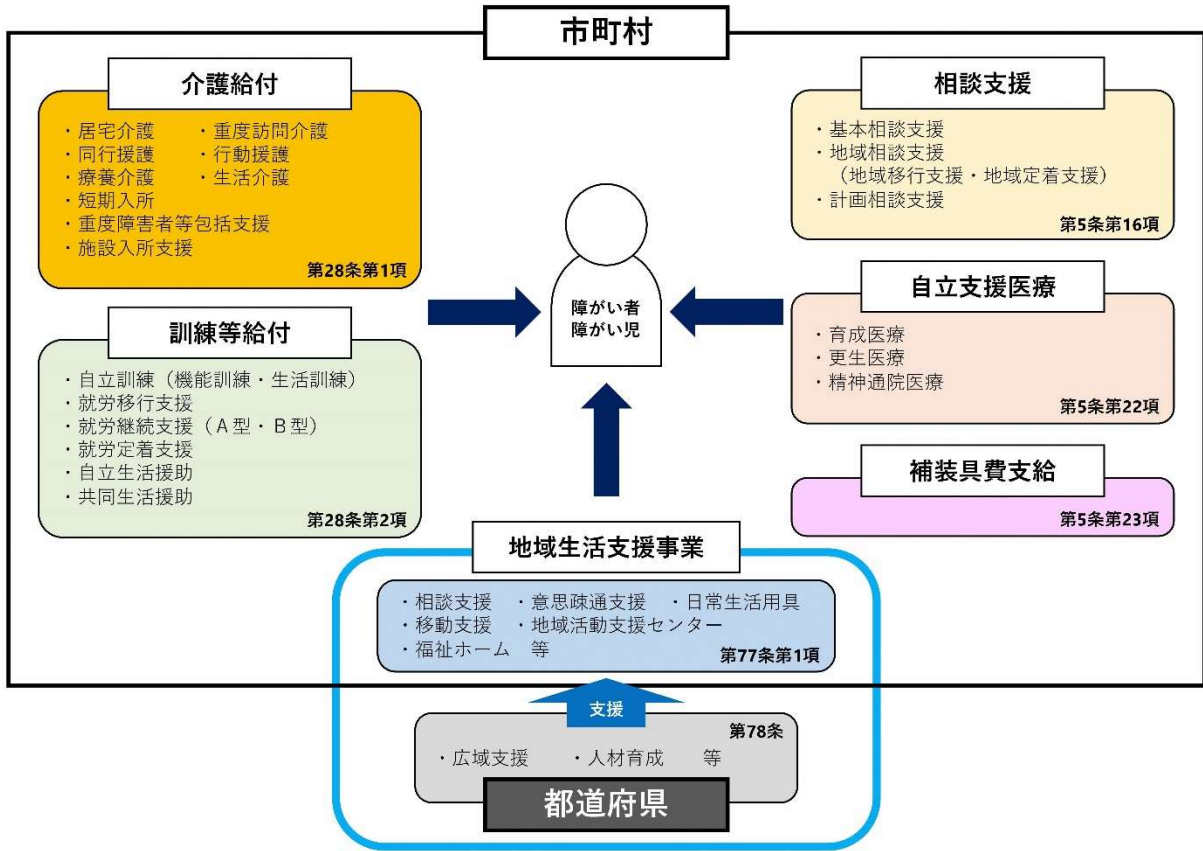
地域全体で子育てを支えていくという視点から、今後はより関係者間での連携を強化するために、鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」の更なる活用の推進と、子どもの発達に関する早期把握や早期療育をより強化するために、「発達支援センター」の設置が必要です。

### (3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
「あったかすまいる」のブラッシュアップと更なる活用の推進	個別指導計画を作成している児童のあったかすまいるを見たことがあると回答した小中学校の教諭の率	80%以上	80%以上
困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、協議する場の設置	協議の回数	6回	12回
インクルーシブ教育の推進について協議する場の設置	協議の回数	6回	12回

# 第5章 障がい福祉サービス及び相談支援

障害者総合支援法の体系図



## 1. 訪問系サービス

サービス名	概要	対象者
居宅介護	居宅において、お風呂や食事の手伝い、掃除や買い物、病院の付き添いなど、生活全般に関わる支援を行います。 柏の里 すばる まある	障害支援区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で、常に介護を必要とする人が対象となり、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。 すばる まある	障害支援区分4以上の肢体不自由者
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。 柏の里 すばる まある	視覚障がい者(身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上)

サービス名	概要	対象者
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となり、行動するとき生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。 柏の里	障害支援区分 3 以上の知的障がい・精神障がい者で、行動面の聞き取り点数が10点以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となり、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分 6 の身体障がい・知的障がい者

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
居宅介護	見込量	人数/月	13	12	12	15	15	15	16	16	16
		時間/月	539	594	654	390	390	390	420	420	420
	実績値	人数/月	12	15	15	-	-	-	-	-	-
		時間/月	348	348	373	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	92.3%	125.0%	125.0%	-	-	-	-	-	-
		時間/月	64.6%	58.6%	57.0%	-	-	-	-	-	-
重度訪問介護	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
		時間/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同行援護	見込量	人数/月	1	1	2	1	1	1	1	1	1
		時間/月	5	6	6	4	4	4	4	4	4
	実績値	人数/月	1	1	0	-	-	-	-	-	-
		時間/月	4	3	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
		時間/月	80.0%	50.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
行動援護	見込量	人数/月	6	7	8	9	10	10	10	10	10
		時間/月	28	31	35	45	50	50	50	50	50
	実績値	人数/月	7	7	8	-	-	-	-	-	-
		時間/月	36	36	40	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	116.7%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		時間/月	128.6%	116.1%	114.3%	-	-	-	-	-	-

こ う 目 目			だい けいかく 第6計画			だい けいかく 第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
じゅうどしょうがいしゃ とうほうかつしえん 等包括支援	みこみりょう 見込量	にんずう つき 人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	じつせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
		じかん つき 時間/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		じかん つき 時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 2. 日中活動系サービス

サービス名	概要	対象者
生活介護	常に介護を必要となる人が対象となり、昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。 柏の里 すばる 大雪の園 とわ北斗	① 障害支援区分3（施設入所は区分4）以上 ② 年齢が50歳以上は障害支援区分2（施設入所は区分3）以上
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。	身体障がい者（その他条件あり）
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。	知的障がい者・精神障がい者（その他条件あり）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となり、定められた期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練等を行います。	65歳未満の障がい者
就労継続支援 (A・B型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となり、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。 大雪の園(B) とわ北斗(B) くろこ(B)	A型：雇用契約に基づく就労可能な65歳未満の障がい者 B型：雇用契約に基づく就労が困難な障がい者
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、相談による課題把握や企業、関係機関、自宅などへ訪問し、連絡調整などの必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者

サービス名	概要	対象者
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となり、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	①気管切開を伴う人工呼吸器使用の障害支援区分6の障がい者 ②筋ジストロフィー又は重症心身障がいの障害支援区分5以上
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行い、短期間宿泊のサービスを提供します。 柏の里    すばる    大雪の園    北野	①障害支援区分1以上 ②障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第6計画			第7計画							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
生活介護	見込量	人数/月	42	43	44	41	41	41	41	41	41
		日数/月	838	870	904	819	822	824	827	829	832
	実績値	人数/月	40	41	41	-	-	-	-	-	-
		日数/月	780	799	817	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	95.2%	95.3%	93.2%	-	-	-	-	-	-
		日数/月	93.1%	91.8%	90.4%	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

こ う 目 目		だい けいかく 第6計画			だい けいかく 第7計画						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
しゅうらかこうしえ 就労移行支 援	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		にっすう つき 日数/月	20	20	20	22	22	22	22	22	22
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	0	2	1	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	0	22	22	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	0.0%	200.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	0.0%	110.0%	110.0%	-	-	-	-	-	-
しゅうらぞくしえ 就労継続支 援(A型)	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	3	3	3	4	4	4	4	4	4
		にっすう つき 日数/月	33	28	25	60	60	60	60	60	60
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	3	3	3	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	46	50	53	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	139.4%	178.6%	212.0%	-	-	-	-	-	-
しゅうらぞくしえ 就労継続支 援(B型)	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	21	21	21	20	19	19	19	18	18
		にっすう つき 日数/月	342	343	343	335	330	330	330	325	325
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	22	19	20	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	369	322	332	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	104.8%	90.5%	95.2%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	107.9%	93.9%	96.8%	-	-	-	-	-	-
しゅうらぢやくしえ 就労定着支 援	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
りょうよかいご 療養介護	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		にっすう つき 日数/月	62	63	64	61	61	61	61	61	61
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	2	2	2	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	61	61	61	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	98.4%	96.8%	95.3%	-	-	-	-	-	-
たんにゅうしょ 短期入所 (ショート ステイ)	みこみりよう 見込量	にんずう つき 人数/月	4	4	4	4	4	3	3	3	3
		にっすう つき 日数/月	16	14	13	15	15	10	10	10	10
	じっせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	5	4	4	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	39	15	10	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	125.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	243.8%	107.1%	76.9%	-	-	-	-	-	-

### 3. 居住系サービス

サービス名	概要	対象者
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面の課題がないか、体調の変化や地域住民との関係が良好かなどの確認、助言、連絡調整などを行ったり、利用者からの相談などに対して、訪問や電話、メールなどにより対応します。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた、主に精神や知的に障がいのある一人暮らしを希望する人
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている障がいのある人に、主として夜間に住居における相談や日常生活での援助を行います。また、障がいの重度化、高齢化に対応する新たなサービスの類型として日中サービス支援型が創設され、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場の確保も想定しています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">春風</span>	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、主として夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大雪の園</span>	生活介護利用で障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第6計画			第7計画						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
自立生活援助	見込量 人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値 人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	見込量 人数/月	18	19	20	18	18	19	19	19	20
	実績値 人数/月	17	18	17	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	94.4%	94.7%	85.0%	-	-	-	-	-	-
施設入所支援	見込量 人数/月	12	12	12	15	16	16	17	17	18
	実績値 人数/月	13	13	14	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	108.3%	108.3%	116.7%	-	-	-	-	-	-

## 4. 相談支援

サービス名	概要	対象者
計画相談支援	<p>【サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「サービス等利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)のケアマネジメントを行います。</p> <p>あいびい    ばとん</p>	障がい福祉サービス等を利用する全ての人
地域移行支援	<p>入所施設や精神科病院等からの退院に当り、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。</p> <p>ばとん</p>	<p>障害者支援施設等に入所中 又は精神科病院等に入院中 の障がい者で地域生活への 移行のための支援が必要と 認められる人</p>
地域定着支援	<p>対象者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談及びその他支援を行います。</p> <p>ばとん</p>	<p>居宅にて単身等で生活をする障がい者で、緊急時の支援が見込めない状況にある人(通所又は通院等により地域移行し、生活が不安定である人等を含む)</p>

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第6計画			第7計画						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
計画相談支援	見込量 人数/月	18	19	19	19	19	19	20	20	21
	実績値 人数/月	18	20	18	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	100.0%	105.3%	94.7%	-	-	-	-	-	-
地域移行支援	見込量 人数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値 人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
地域定着支援	見込量 人数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値 人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率 人数/月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-



# 第6章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援

## 1. 障がい児通所支援

サービス名	概要	対象者
児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 すばる      こらいずたかす	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に合わせ、必要とされる治療を行います。	未就学の上肢・下肢または体幹に障がいのある児童
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 すばる      こらいずたかす	主に就学している障がいのある児童
保育所等訪問支援	保育所など施設に支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 こらいずたかす	保育所、幼稚園、小学校、中学校（特別支援学級）などに通う障がいのある児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅へ支援員が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいなどで通所が困難な障がいのある児童

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第6期計画			第7期計画							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
児童発達支援	見込量	人数/月	18	22	26	19	19	21	21	23	23
		日数/月	69	83	101	76	76	84	84	92	92
	実績値	人数/月	19	25	19	-	-	-	-	-	-
		日数/月	99	98	74	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	105.6%	113.6%	73.1%	-	-	-	-	-	-
		日数/月	143.5%	118.1%	73.3%	-	-	-	-	-	-
医療型児童発達支援	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

こ 項 目			だい 第6期計画			だい 第7期計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ほう かごとう 放課後等デ イサービス	み こ み り よ う 見込量	にんずう つき 人数/月	28	30	33	45	45	50	50	55	55
		にっすう つき 日数/月	163	162	160	247	247	275	275	302	302
	じつせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	33	38	45	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	206	197	241	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	117.9%	126.7%	136.4%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	126.4%	121.6%	150.6%	-	-	-	-	-	-
ほいくしょうほう 保育所等訪 問支援	み こ み り よ う 見込量	にんずう つき 人数/月	5	5	5	5	5	5	6	6	6
		にっすう つき 日数/月	5	5	5	10	10	10	12	12	12
	じつせきち 実績値	にんずう つき 人数/月	5	2	6	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	7	2	6	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう つき 人数/月	100.0%	40.0%	120.0%	-	-	-	-	-	-
		にっすう つき 日数/月	140.0%	40.0%	120.0%	-	-	-	-	-	-
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支 援	み こ み り よ う 見込量	にんずう つき 人数/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		じつせきち 実績値	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 2. こ ども しょうだん し えん 子ども相談支援

サービス名	概 要	対象者
しょうがいじ しょうだん し えん 障害児相談支援	<p>【子ども相談支援】            しょうがいじ しょうだん し えん            障がい児通所支援の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「子ども支援利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続子ども相談支援】            しょうがいじ しょうだん し えん            障がい児通所支援の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）のケアマネジメントを行います。</p> <p>あいびい    ばとん</p>	しょうがいじ しょうだん し えん 障がい児通所支援を利用するすべての人

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

こ 項 目			だい 第6期計画			だい 第7期計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
しょうがいじ しょうだん 障害児相談 支援	み こ み り よ う 見込量	にんずう つき 人数/月	11	12	13	12	13	13	14	14	15
		じつせきち 実績値	15	15	12	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	人数/月	136.4%	125.0%	92.3%	-	-	-	-	-	-

# 第7章 自立支援医療費支給及び補装具費支給

## 1. 自立支援医療費支給

概要	心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。	
対象者	育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）
	更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療に確実に効果が期待できる方（18歳以上）
	精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

項目	第6計画			第7計画						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
育成医療	見込量 対象人数	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	実績値 対象人数	2	3	1	-	-	-	-	-	-
	達成率 対象人数	100.0%	150.0%	50.0%	-	-	-	-	-	-
更生医療	見込量 対象人数	27	27	27	27	27	26	26	25	25
	実績値 対象人数	27	29	27	-	-	-	-	-	-
	達成率 対象人数	100.0%	107.4%	100.0%	-	-	-	-	-	-
精神通院医療	見込量 対象人数	79	77	75	106	106	105	105	104	104
	実績値 対象人数	107	107	106	-	-	-	-	-	-
	達成率 対象人数	135.4%	139.0%	141.3%	-	-	-	-	-	-

## 2. 補装具費支給

概要	障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するために、身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理費用の一部を支給します。
----	---

項目	第6計画			第7計画							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
補装具費支給	見込量	購入件数	6	4	3	8	9	10	10	11	12
		修理件数	7	5	4	3	3	5	5	7	7
	実績値	購入件数	13	12	7	-	-	-	-	-	-
		修理件数	11	6	3	-	-	-	-	-	-
	達成率	購入件数	216.7%	300.0%	233.3%	-	-	-	-	-	-
		修理件数	157.1%	120.0%	75.0%	-	-	-	-	-	-

# 第8章 地域生活支援事業

## 1. 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

概要	障がい者等に関する地域住民の理解を深めるために、研修及び啓発活動を実施することにより、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ります。	
第6期	R3	新型コロナウイルスに感染して…、改めて感じた思いやりの大切さ 開催日：令和4年1月30日（日） 参加人数：29名
	R4	LGBTQって何？セクシュアルマイノリティについて知ろう！ 開催日：令和4年10月2日（日） 参加人数：29名
		ヤングケアラー支援について 開催日：令和5年3月17日（金） 参加人数：35名
R5	虐待はなぜ起こるのか？～津久井やまゆり園事件から学ぶ虐待防止～ 開催日：令和5年10月21日（土） 参加人数：54名	
第7期	各種講演会や研修会を開催します。	

### (2) 自発的活動支援事業

概要	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。
第6期	「ぽかぽかハートのつどい」の活動に対する支援及び助言。
第7期	継続

### (3) 相談支援事業

#### ア. 基幹相談支援センター機能強化

概要	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
第6期	基幹相談支援センター機能を包含した「生活福祉相談センター」において、専門職を中心とした総合相談を実施。 【障がいに関する相談 R3：22件 R4：114件 R5：52件（R5.9現在）】

第7期	生活福祉相談センターでの総合相談を継続するとともに、基幹相談支援センターの役割として事例検討会等を開催し、人材育成を推進します。
-----	--

## イ. 住宅入居等支援

概要	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を行います。
第6期	分野を超えた地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、「住まい」に関する協議を行いました。
第7期	地域生活支援体制の強化・充実を目指す中で、要配慮者に対する住まいの基盤整備の充実を図るための協議の場を設置します。

## ウ. 障害者相談支援事業

概要	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、権利擁護のための必要な援助を行います。
第6期	指定特定相談支援事業所への委託による相談支援を実施。 【相談件数 R3：118件 R4：50件 R5：65件 (R6.1現在)】
第7期	指定特定相談支援事業所への委託による相談支援を継続し、基幹相談支援センターによる総合相談や計画相談と合わせた包括的な相談支援体制を構築します。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

概要	各種サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
第6期	後見制度の利用に必要な経費や報酬に対する助成制度の実施。 【利用実績 R3：0件 R4：0件 R5：0件 (R6.2現在)】
第7期	継続

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

概要	後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
第6期	未実施

第7期	関係機関との意見交換や各種研修会等への参加を実施します。
-----	------------------------------

(6) 意思疎通支援事業

概要	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
----	---

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
手話通訳派遣事業	見込量	利用者数	1	1	1	2	2	2	2	2	2
		利用回数	8	9	11	20	20	20	20	20	20
	実績値	利用者数	0	1	2	-	-	-	-	-	-
		利用回数	0	1	11	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用者数	0.0%	100.0%	200.0%	-	-	-	-	-	-
		利用回数	0.0%	11.1%	100.0%	-	-	-	-	-	-

(7) 日常生活用具給付事業

概要	障がい者等に対し、下記の自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。 <input type="text" value="ココカラファイン薬局"/> <input type="text" value="齊藤工業所"/> <input type="text" value="後藤田建設"/>
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模の住宅改修を伴うもの

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
介護・訓練支援用具	見込量	利用件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	2	2	1	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用件数	200.0%	200.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		利用件数	200.0%	200.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
自立生活支援用具	見込量	利用件数	5	5	5	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	1	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用件数	0.0%	20.0%	20.0%	-	-	-	-	-	-
		利用件数	0.0%	20.0%	20.0%	-	-	-	-	-	-

こ う 目 目			だい けいかく 第6計画			だい けいかく 第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ざいたくりょうよう 在宅療養等 しえんようぐ 支援用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	りようけんすう 利用件数	1	1	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
じょうほう いし 情報・意思 そつうしえんようぐ 疎通支援用 具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	りようけんすう 利用件数	0	0	1	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	0.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
はいせつかんりし 排泄管理支 えんようぐ 援用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	208	203	198	175	170	165	160	155	150
	じっせさち 実績値	りようけんすう 利用件数	176	198	172	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	84.6%	97.5%	86.9%	-	-	-	-	-	-
きょたくせいかつどう 居宅生活動 さほじょうぐ 作補助用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	りようけんすう 利用件数	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-

\*排泄管理支援用具は、1箇月分を1件として計上しています。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

がい 要 要	手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
--------------	---

こ う 目 目			だい けいかく 第6計画			だい けいかく 第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
じょきよまみんしゅ 初級市民手 話を学ぶ会	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	3	0	3	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	300.0%	0.0%	300.0%	-	-	-	-	-	-
ちゅうきゅうしゅわこ 中級手話講 うざ 座	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	2	1	0	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	200.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 ようせいこうざ 養成講座	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	じっせさち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	0	0	2	-	-	-	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	0.0%	0.0%	200.0%	-	-	-	-	-	-

(9) 移動支援事業

概要	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。 (個別支援型、グループ支援型、車両移送型) 柏の里    すばる    まある
----	--

\* [ ] 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

\* 「車両移送型」については未実施。

項目		第6計画			第7計画						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
移動支援事業	見込量	利用人数	16	15	15	16	16	16	16	15	15
		延利用時間	704	731	760	543	490	442	399	360	324
	実績値	利用人数	17	16	16	-	-	-	-	-	-
		延利用時間	479	562	602	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用人数	106.3%	106.7%	106.7%	-	-	-	-	-	-
		延利用時間	68.0%	76.9%	79.2%	-	-	-	-	-	-

\* R5年度の延利用時間については見込数。

(10) 地域活動支援センター事業

概要	基礎的 事業 利用者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
概要	機能強化 事業 専門職員の配置や、地域住民ボランティアの育成、理解促進を図るための普及啓発など、地域活動支援センター機能を強化します。

項目		第6計画			第7計画						
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
地域活動支援センター事業	見込量	実施箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		利用人数	5	5	5	4	4	4	4	4	4
	実績値	実施箇所	3	3	3	-	-	-	-	-	-
		利用人数	4	3	3	-	-	-	-	-	-
	達成率	実施箇所	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
		利用人数	80.0%	60.0%	60.0%	-	-	-	-	-	-



## 2. 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス

概要	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
訪問入浴サービス事業	見込量	利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-

### (2) 生活訓練等

概要	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柏の里</span>									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

\*   内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活サポート事業	見込量	利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用人数	0	1	0	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用人数	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-

### (3) 日中一時支援

概要	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柏の里</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">すばる</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">とわ北斗</span>									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

\*   内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第6計画			第7計画					
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
日中一時支援事業	見込量	利用人数	7	5	4	11	11	10	10	9	9
	実績値	利用人数	10	12	11	-	-	-	-	-	-
	達成率	利用人数	142.9%	240.0%	275.0%	-	-	-	-	-	-

#### (4) 地域移行のための安心生活支援

概要	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らし続けられるよう地域生活への移行や定着を支援します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柏の里</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">すばる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大雪の園</div> </div>
----	---

\*  内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目		第6計画			第7計画					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ショートステイ事業	見込量 利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績値 利用人数	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	達成率 利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-

#### (5) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

概要	市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障がい者への総合的な地域生活支援の実現を図ります。
第6期	鷹栖町自立支援協議会の開催 【開催回数 R3：25回 R4：28回 R5：20回（予定含め）】
第7期	継続

#### (6) 障がい支援区分認定等事務

##### ア. 障害者支援区分認定調査

概要	障害支援区分を認定するために調査を実施します。
第6期	訪問による認定調査を実施 【調査件数 R3：37回 R4：19回 R5：26回（予定含め）】
第7期	継続

##### イ. 医師意見書作成

概要	審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成していただきます。
第6期	審査会開催に伴う意見書の作成依頼 【作成件数 R3：37回 R4：19回 R5：26回（予定含め）】
第7期	継続

ウ. 市町村審査会運営

概要	障害支援区分認定基準に照らし合わせた審査及び判定、並びに障害福祉サービスの支給要否決定に当たって意見を聴取するために審査会を開催します。
第6期	鷹栖町・当麻町・比布町・愛別町・上川町の5町による審査会の開催 【開催件数 R3：12回 R4：12回 R5：12回（予定含め）】
第7期	継続

(7) 自動車運転免許取得・改造助成

概要	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
----	------------------------------------

\* 「自動車運転免許の取得」に対する助成については未実施。

項目	第6計画			第7計画						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
身体障がい者自動車改造費助成事業										
見込量 利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
実績値 利用人数	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
達成率 利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	